様式第１号

令和　　年　　月　　日

質 問 書

久留米市長　原口　新五　あて

住所
商号又は名称
担当者名
連絡先（電話番号）
連絡先（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）

久留米市職員等の旅費計算等業務について、次のとおり質問します。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

※行が不足する場合、適宜、行を追加すること。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

久留米市長　原口　新五　あて

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

参 加 申 込 書

下記の業務に係るプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

記

１　業務名
久留米市職員等の旅費計算等業務

２　業務主管課
総務部人事厚生課

３　久留米市競争入札参加資格有資格者名簿に登載の有無

あり　　・　　なし

４　添付書類（久留米市競争入札参加資格有資格者名簿の登載者については、②～⑥の書類は不要）
① 参加資格調書（様式第３号）
② 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
③ 納税（滞納なし）証明書
④ 役員等調書及び照会承諾書（様式第４号）
⑤ 委任状（様式第５号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
⑥ 誓約書（様式第６号）

＜連絡先＞

所属部署名	
担当者氏名	
電　　話	
Ｆ　Ａ　Ｘ	
Ｅ－ｍａｉｌ	

様式第３号

令和　　年　　月　　日

参 加 資 格 調 書

久留米市長　原口　新五　あて

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

令和８年 11 月 25 日に通知がありました「久留米市職員等の旅費計算等業務」に係る企画提案への参加に関しては、下記の参加資格条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

１　参加資格

企画提案書の提出締切時点で、①から⑧までの全ての要件を満たすこと。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
② 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
③ 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
・久留米市内　県税及び市税
・久留米市以外の福岡県内　県税
⑤ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
⑧ 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第６条の４第１項に規定する旅行業者で、かつ、同法第 10 条に規定する旅行業務に関する令和５年度から令和７年度までの取引額の１年度の平均が２億円以上の者であること。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
取引額	円	円	円

※各年度の取引額を記載すること

以上

様式第４号

役 員 等 調 書 及 び 照 会 承 諾 書

令和　　年　　月　　日

久留米市長　原口　新五　あて

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第４条第１項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	氏（フリ）　名（ガナ）	男性	女性	生年月日

※記入欄が不足する場合は、適宜、拡大や追加をしてください。

【注意事項】

１　法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。※競争入札参加資格登録者以外は、登記事項証明書（写し可）を添付してください。

２　この調書に記載されたすべての個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

様式第５号

委 任 状

令和　　年　　月　　日

久留米市長　原口　新五　あて

住所
委任者　　名称
（本　社）
代表者　　㊞

私は次の者を受任者と定め、「久留米市職員等の旅費計算等業務」に係る下記の事項に関する権限を委任します。

住所
受任者　　名称
（支店等）
代表者　　㊞

記

委任事務

①　プロポーザルの参加及び提案に関すること
②　契約締結に関すること
③　その他契約履行に関すること

様式第６号

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

久留米市長　原口　新五　あて

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　次の各号のいずれにも該当しません。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第２条第２号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

(4)　暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(5)　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

(6)　暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前２号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

(7)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(8)　暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(9)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(10)　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第１項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。

４　第１項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、久留米市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

第１項第１０号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

様式第７号

令和　　年　　月　　日

価 格 提 案 書

久留米市長　原口　新五　あて

住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

久留米市職員等の旅費計算等業務について、「久留米市職員等の旅費計算等業務委託仕様書」を熟知のうえ、下記の金額をもって見積りします。

記

（１）久留米市職員等の旅費計算等業務の提案額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

（２）（１）の内訳

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
令和９年度									
令和 10 年度									
令和 11 年度									

注意事項

１　金額は算用数字で記載し、頭書に「￥」の記号を付記すること。
２　金額は訂正しないこと。
３　金額は消費税及び地方消費税相当額を含むこと。